

厚生保健委員会

こども家庭部子育て支援課

「児童扶養手当過払返還金」及び「ひとり親家庭等医療費助成金過払返還金」の
債権放棄について

1 概要

児童扶養手当過払返還金及びひとり親家庭等医療費助成金過払返還金について、返還請求中に破産手続きにて免責許可決定となったため、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権放棄を行う。

2 債権放棄に至る経緯等

(1) 債権額

債権名	債権額	対象期間
児童扶養手当過払返還金	442,910円	R4年6月からR5年4月分手当
ひとり親家庭等医療費助成金過払返還金	8,178円	R4年8月からR5年3月受診分
計	451,088円	

(2) 経緯

- ・児童扶養手当について配偶者拘禁を理由に受給していたが、在所証明書の提出により拘禁満了日と実際の在所終了日に相違があったことが判明し過払いとなった。
- ・過払いとなった期間に利用したひとり親家庭等医療費の助成金も連動して過払いとなったため、令和5年11月に返還請求を行った。
- ・令和5年12月、弁護士より破産手続き等の委任を受けた旨の通知が届き、令和6年4月に地方裁判所にて破産手続きが開始、同時に破産手続きを終了させる破産廃止が決定され、令和6年5月28日に未納額について免責が許可された。
- ・令和6年11月11日開催の債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの結論を得たことから、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄することとした。

3 債権放棄の内容

(1) 放棄件数・金額等

件数：2件

金額：451,088円

・児童扶養手当過払返還金 442,910円

・ひとり親家庭等医療費助成金過払返還金 8,178円

理由：破産手続きにより免責許可決定がされたため。

適用条項：債権管理条例第12条第1項第2号

(2) 放棄年月日 令和6年11月15日

【参考】 浜松市債権管理条例（抜粋）

（その他の債権の放棄）

第 12 条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 債務者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。

(3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

(4) 当該債権について、第 8 条ただし書に規定する市長等が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(5) 第 8 条に規定する強制執行等又は第 9 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(6) 第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(7) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(8) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

2 市長等は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。